平成２３年（フ）第７９４号
広島市東区馬木７丁目1919番地Ｂ棟101号
債務者　迫井真理子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９０２号
福岡県春日市若葉台西１丁目51番地２ピナクル若葉台102号
債務者　三好　定子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６６０号
福岡市南区向新町１丁目８番23号
債務者　吉永百合子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１３号
福岡市早良区内野３丁目21番10―104号
債務者　小林　弘美（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１０号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目７番地　那珂川レジデンス205号
債務者　七夕　義春
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４４号
福岡市西区生松台２丁目４番５号
債務者　阿蘇　　満
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００３号
福岡県朝倉市杷木池田268番地５
債務者　久保山淳子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０１２号
福岡県福津市福間駅東１丁目５番32号ステーションコーポ205
債務者　森　ゆかり
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４８号
福岡県太宰府市国分１丁目19番41―301号
債務者　松尾美代子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０９１号
福岡県糟屋郡志免町志免３丁目９番34号古賀ハイツ５号
債務者　松永　達男
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１５９号
福岡市東区香椎駅東４丁目63番17号
債務者　山野　照美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１６２号
福岡県筑紫野市桜台１丁目１番10―303号
債務者　小森　富子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１８３号
福岡市東区松崎３丁目30番11―202号
債務者　芦田　静江
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２０６号
福岡市博多区吉塚７丁目12番５―803号
債務者　野口　清子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５８号
福岡県太宰府市高雄４丁目23番21号
債務者　湯川　晴美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２８９号
福岡市博多区南八幡町２丁目２番18―103号
債務者　森永　達也
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９１号
福岡市東区和白丘１丁目６番３―101号
債務者　瀧籔　謙二
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２９２号
福岡市東区和白丘１丁目６番３―101号
債務者　瀧籔　淑惠
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部